

### [現状認識]

思いがけず被害に見舞われた犯罪被害者等は、被害直後から、保護、診療、葬儀、告訴、事情聴取等の捜査への協力、公判への証人等としての出廷、公判の傍聴、少年審判への出席、損害賠償の請求、民事訴訟の提起・遂行、犯罪被害者等給付金の申請、福祉制度の利用のための申請、各種保険制度の給付申請、被害者支援団体への支援の要請など、様々な場面に遭遇し、その都度、判断し、行動しなければならない。しかし、多くの犯罪被害者等は、経験や十分な知識があるべくもなく、直面している状況を十分に理解できず、行うべき判断やとるべき行動の指針も見つけられず、困惑するとの指摘がある。

また、性犯罪や家庭の中の暴力に係る犯罪被害者等の中には、被害そのものを明らかにすることことができないため、捜査機関等とのかかわりすら持てず、相談や支援を要請する方法も分からぬまま、困難な状況に陥っている者も存在するとの指摘がある。

「犯罪被害者実態調査報告書（犯罪被害実態調査研究会。平成15年）」によると、犯罪被害者等に対する援助に関して、「そばで話を聞いてくれること（とりあえずの相談相手）」を必要とした者の割合が最も高くなっている（79.4%の者が被害直後に必要とし、被害後数年が経過したアンケート調査時現在においても37.9%の者が必要としている。）。また、犯罪被害者等が提供を求める情報については、刑事手続に関する情報の提供を求める者の割合が高い（例えば、犯人の検挙情報や捜査の進み具合は、おおむね9割の者が情報提供を望んでいる。）が、「犯罪被害給付制度」、「援助を受けることができる組織、団体等の紹介」、「弁護士の選任方法や弁護士会の相談窓口」、「被害回復の方法」、「保険金の受け取り申請の手続」などについても5割を超える者が情報提供を望んでおり、様々な情報提供が求められていることがうかがわれる。

犯罪被害者等にとって、必要な情報が与えられるることは、犯罪被害者等支援の基礎であり、むしろ、犯罪被害者等があえて求めずとも必要な情報が得られることが望ましいとの指摘がある。また、捜査・公判等の過程で発生する二次的被害については、相談や支援を求めるに特に困難があるとの指摘もある。さらに、こうした相談・情報提供等の支援は、被害後の経過に応じ、病院への付添い、家事・育児の手伝い、カウンセリング等その他の直接的な支援と連動して行われるべき場合が少なくないと考えられる。

### [基本法が求める基本的施策]

基本法第11条は、国及び地方公共団体に対し、犯罪被害者等が日常生活又は社会生活を円滑に営むことができるようにするための施策として、

- ・犯罪被害者等が直面している各般の問題について相談に応ずること
- ・必要な情報の提供及び助言を行うこと
- ・犯罪被害者等の援助に精通している者を紹介すること
- ・その他の必要な施策

を講ずることとしている。

### [犯罪被害者等の要望に係る施策]

犯罪被害者団体等からは、

- ① 犯罪被害者等支援窓口の一本化
- ② 日本司法支援センターの相談窓口としての機能充実
- ③ 犯罪被害者等支援に関する情報取得の利便性向上
- ④ 犯罪被害者等に提供する情報の内容の充実
- ⑤ 早期支援体制の確立
- ⑥ 長期支援体制の確立
- ⑦ 犯罪被害者等支援のコーディネーターや専門的チームの育成
- ⑧ その他相談及び情報提供等の充実

に関する種々の要望が寄せられている。

### [今後講じていく施策]

- (1) 地方公共団体に対する総合的対応窓口の設置等の要請等

ア 内閣府において、都道府県犯罪被害者等主管課室長会議を開催し、地方公共団体に対し、犯罪被害者等に関する適切な情報提供等を行う総合的な対応窓口の設置等について要請する。**【内閣府】**

イ 内閣府において、関係窓口一覧や犯罪被害者等基本計画等の広報を含めたパンフレットを作成し、上記ア記載の会議において配布するなどの情報提供を行う。**【内閣府】**

- (2) 相談機関等リストの作成による総合的情報提供

内閣府において、都道府県別の相談機関等リストを作成し、インターネット等を通じて総合的な情報提供を行うことにつなげられるような事業を実施する。**【内閣府】**

- (3) どの関係機関・団体等を起点としても、必要な情報提供・支援等を途切れることなく受けることのできる体制作りのための検討及び施策の

## 実施

各地域における犯罪被害者等支援に係る諸機関・団体等の連携・協力を更に促進し、犯罪被害者等が、どの機関・団体等を起点としても必要な情報の提供、支援等を途切れることなく受けることのできる体制作りが行われるようにするため、推進会議の下に、有識者並びに内閣府、警察庁、総務省、法務省、文部科学省、厚生労働省及び国土交通省から成る検討のための会を設置し、地域における関係諸機関・団体等の連携・協力の実情の把握等必要な調査を行い、2年以内を目途に結論を出し、その結論に従った施策を実施する。【内閣府・警察庁・総務省・法務省・文部科学省・厚生労働省・国土交通省】

### (4) 犯罪被害者等支援のコーディネーター等の育成の在り方についての検討

犯罪被害者等支援のコーディネーター等の育成の在り方について、各地域における犯罪被害者等支援に係る諸機関・団体等の連携・協力の促進に関して設置する検討のための会において、どの関係機関・団体等を起点としても必要な情報提供、支援等を途切れることなく受けることのできる体制作りと併せて検討する。【内閣府・警察庁・総務省・法務省・文部科学省・厚生労働省・国土交通省】（再掲：第4、2.(8)）

### (5) 警察と関係機関・団体等との連携・協力の充実・強化及び情報提供の充実

警察において、他の犯罪被害者等支援に係る諸機関・団体等との連携・協力を充実・強化し、それらの諸機関・団体等の犯罪被害者等支援のための制度等を説明できるよう努めていくとともに、さらに、犯罪被害者等支援のための諸制度を所掌する府省庁の協力を得て、当該制度に関する案内書、申込書等を常備し、提供等していく。【警察庁】

### (6) 被害者支援連絡協議会及び被害者支援地域ネットワークにおける連携の推進

警察において、法務省、文部科学省、厚生労働省及び国土交通省の協力を得て、各都道府県警察・警察署レベルで設置している知事部局、地方検察庁、弁護士会、医師会、臨床心理士会、犯罪被害者等の援助を行う民間の団体等をメンバーとする被害者支援連絡協議会及び被害者支援地域ネットワークについて、メンバー間

の連携が図られ、総合的な被害者支援が実施されるよう努めていく。【警察庁】

### (7) 警察における相談体制の充実

警察において、全国統一の相談専用電話「#9110番」や性犯罪相談、少年相談等の個別の相談窓口において、犯罪被害者等の住所地等にかかるわらず、また、匿名であっても相談に応じるとともに、犯罪被害者等の要望により、当該都道府県又は警察署の被害者支援連絡協議会等ネットワークに参画する機関・団体等の情報提供等や、他都道府県又は他警察署のネットワークの活用にも配慮していくほか、性犯罪相談窓口について女性警察官の配置に努めたり、精神的ケアを望む相談に対し、カウンセリング専門職員の電話によるカウンセリングを実施したり、精神科医や臨床心理士等による専門的ケアが行える機関を紹介するなど、犯罪被害者等のニーズに応えられるよう努めていく。【警察庁】

### (8) 「指定被害者支援要員制度」の活用

警察において、指定された警察職員（指定被害者支援要員）が、事件発生直後から犯罪被害者に付き添い、必要な助言、指導、情報提供等を行ったり、被害者支援連絡協議会等のネットワークを活用しつつ、部外のカウンセラー、弁護士会、関係機関又は犯罪被害者等の援助を行う民間の団体等の紹介・引継ぎを実施するなどする「指定被害者支援要員制度」について、法務省、文部科学省、厚生労働省及び国土交通省の協力を得て、その積極的活用を図るとともに、それらの警察職員に対し、犯罪被害者等に対する支援に必要となる知識等についての研修、教育等の充実に努める。【警察庁】

### (9) 交通事故相談活動の促進

内閣府において、相談内容の多様化・複雑化に対処するため、交通事故相談活動に携わる交通事故相談所等の相談員に対して、研修等を通じてその資質の向上を図るなど、地域における交通事故相談活動を推進する。【内閣府】

### (10) 警察における被害少年が相談しやすい環境の整備

警察において、少年サポートセンターや各警察署の少年係等、少年からの悩み事、困り事の相談を受け付けるための窓口が、関係機関への十分な引継ぎを含め、相談者の立場に立った対応をするよう努めていくとともに、「ヤング・テレホン・コーナー」等の名称での電話による